

## 『生活保護関係法令通知集 平成 27 年度版』補遺

本書の発行後に発出された生活保護関係通知について、本書掲載通知に係る改正情報等として、以下にとりまとめを致しました。関係通知を添付しておりますので、本書とあわせてご活用ください。（2015 年 10 月 16 日更新）

### 1. 実施要領等の一部改正

頁	掲載通知	追加情報	備考
362 頁	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号）〔次官通知〕	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成 27 年 8 月 6 日厚生労働省発社援 0806 第 3 号）による一部改正 【別添 1 参照】	平成 27 年 10 月 1 日適用
373 頁	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号）〔局長通知〕	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成 27 年 8 月 6 日社援発 0806 第 4 号）による一部改正 【別添 2 参照】	平成 27 年 10 月 1 日適用
432 頁	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号）〔課長通知〕	「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（平成 27 年 8 月 6 日社援保発 0806 第 1 号）による一部改正 【別添 3 参照】	平成 27 年 10 月 1 日適用

### 2. マイナンバー導入に関する通知改正等

頁	掲載通知	追加情報	備考
297 頁	生活保護法施行細則準則について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号）	「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について（平成 27 年 9 月 16 日社援発 0916 第 1 号）による一部改正 【別添 4 参照】	平成 28 年 1 月 1 日適用
—	—	「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」（平成 27 年 9 月 16 日社援保発 0916 第 1 号）の発出 【別添 5 参照】	（新設）

【別添1】

厚生労働省発社援0806第3号  
平成27年8月6日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の一部を下記のとおり改正し、平成27年10月1日から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

記

- 1 第8の3の（3）のク（ア）中「高等学校等就学費の支給対象とならない経費」の下に「(学習塾費等を含む。)」を加える。

○「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">厚生省発社123号 昭和36年4月1日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>収入の認定は、次により行なうこと。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定指針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象となら</p>	<p style="text-align: right;">厚生省発社123号 昭和36年4月1日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>収入の認定は、次により行なうこと。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定指針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象となら</p>

<p>ない経費（<u>学習塾費等を含む。</u>）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>第9～10 (略)</p>	<p>ない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額</p> <p>(イ) (略)</p> <p>第9～10 (略)</p>
--	--

【別添2】

社援発0806第4号  
平成27年8月6日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局社発第246号）

改正後	現行
社発第246号 昭和38年4月1日	社発第246号 昭和38年4月1日
都道府県知事 各 殿 指定都市長	都道府県知事 各 殿 指定都市長
厚生省社会局長	厚生省社会局長
生活保護法による保護の実施要領について	生活保護法による保護の実施要領について
<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p>第8 収入認定の取扱い</p> <p>1 （略）</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実<sup>ニ</sup>に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。</p> <p>ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金</p> <p>イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費（<u>学習塾費等を含む。</u>）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限</p>	<p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p>第8 収入認定の取扱い</p> <p>1 （略）</p> <p>2 収入として認定しないものの取扱い</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実<sup>ニ</sup>に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。</p> <p>ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金</p> <p>イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）</p>

る。)	
ウ～オ (略)	ウ～オ (略)
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
3～4 (略)	3～4 (略)
第9～第14 (略)	第9～第14 (略)
別表1 (略)	別表1 (略)
別表2 (略)	別表2 (略)

【別添3】

社援保発0806第1号  
平成27年8月6日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。



○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）

改正後	現行
<p>社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p>	<p>社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市長</p> <p>厚生省社会局保護課長</p> <p>生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p>
<p>第1～2 （略）</p> <p>第3 資産の活用</p> <p>問20 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係もふまえて取扱いを示されたい。</p> <p>答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（<u>学習塾費等を含む。</u>）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。</p>	<p>第1～2 （略）</p> <p>第3 資産の活用</p> <p>問20 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係もふまえて取扱いを示されたい。</p> <p>答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。</p>
<p>第4～7 （略）</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。</p> <p>答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合</p>	<p>第4～7 （略）</p> <p>第8 収入の認定</p> <p>問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。</p> <p>答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合</p>

は、厚生労働大臣に情報提供すること。なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等が与えられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) (略)

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～エ (略)

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) (略)

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費(高等学校等就学費を除く)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)

問 58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限り)、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 60 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

は、厚生労働大臣に情報提供すること。なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等が与えられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) (略)

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～エ (略)

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) (略)

(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費(高等学校等就学費を除く)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)

問 58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限り)にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 60 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

第9～14 (略)

第9～14 (略)

【別添4】

社 援 発 0 9 1 6 第 1 号  
平 成 2 7 年 9 月 1 6 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援第871号厚生省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年1月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

改正後																
様式第2号																
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県費</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">市町村費</div> </div> <div style="text-align: center;">保護台帳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ケース番号</div> </div>																
世帯主氏名					居住地 所在地											
本籍地					居住の 始期					年 月 日						
氏 名			個人番号		続柄	性別	年齢		生年月日		学 歴		心身の 状 況		職 業 特殊技能 現職	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
資産の調	内 容		見 積 額		処分の可否		負 債 の 調	種 類		金 額		契 約 の 内 容				
	土 地 屋 其 他															
住居の状況	自家借家(間)の別		規模構造		建 坪		畳数別室 数		衛生状態		水 道 備 電 灯 数		貸間の有無及びその広 さ			
									良 不 良		有 無					
不在者の状況	氏 名			続柄	性別	年齢		不在の時期及び不在者の現住地			原 因		家庭との関 係			
扶養義務者の状況	氏 名			続柄	性別	年齢		住 所				扶養能力の有無及び扶養の程度				
備 考																

現行																
様式第2号																
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">県費</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">市町村費</div> </div> <div style="text-align: center;">保護台帳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ケース番号</div> </div>																
世帯主氏名					居住地 所在地											
本籍地					居住の 始期					年 月 日						
氏 名			続柄		性別	年齢		生年月日		学 歴		心身の 状 況		職 業 特殊技能 現職		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
資産の調	内 容		見 積 額		処分の可否		負 債 の 調	種 類		金 額		契 約 の 内 容				
	土 地 屋 其 他															
住居の状況	自家借家(間)の別		規模構造		建 坪		畳数別室 数		衛生状態		水 道 備 電 灯 数		貸間の有無及びその広 さ			
									良 不 良		有 無					
不在者の状況	氏 名			続柄	性別	年齢		不在の時期及び不在者の現住地			原 因		家庭との関 係			
扶養義務者の状況	氏 名			続柄	性別	年齢		住 所				扶養能力の有無及び扶養の程度				
備 考																

改正後

様式第12号

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ										現在のところに住み始めた時期 年 月 日			※福祉事務所受付年月日
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態			
	1			世帯主									
	2												
	3												
	4											※町村役場受付年月日	
	5												
	6												
	7												
	8												
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ													
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)							
援助の状況をしてくれる	世帯主又は家族との関係		氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込							
保護を申請する理由(具体的に記入して下さい。)													
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 印 福祉事務所長殿													

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

現行

様式第12号

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ										現在のところに住み始めた時期 年 月 日			※福祉事務所受付年月日
家族の状況	人員	氏名		続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態			
	1			世帯主									
	2												
	3												
	4											※町村役場受付年月日	
	5												
	6												
	7												
	8												
家族のうち別なところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ													
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)							
援助の状況をしてくれる	世帯主又は家族との関係		氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込							
保護を申請する理由(具体的に記入して下さい。)													
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 印 福祉事務所長殿													

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（公印省略）

生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、生活保護事務においてマイナンバーを活用することとなったため、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知）の一部改正により、保護申請書等の様式に個人番号記載欄を追加したところです。

今般、生活保護申請事務におけるマイナンバーの取扱いについて、下記のとおり留意事項をお示しするので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。

記

1 生活保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて

- （1）マイナンバーは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「生活保護法」という。）第 24 条第 1 項第 5 号及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 1 条第 3 項第 2 号に規定される事項として位置づけられるものであるため、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めること。
- （2）マイナンバーにより必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないが、番号法第 14 条第 2 項に基づき、住基端末を利用して地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを含む機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等）の提供を受けることが可能であること。

- (3) 住民登録のない者についてはマイナンバーが付番されないため、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと。
- (4) 生活保護法第 24 条第 10 項の規定による、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請において、町村長は単なる経由機関に過ぎず、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことはできないこと。
- (5) マイナンバーを取扱うにあたっては、必要な安全管理措置を講ずるといったセキュリティ対策を適切に行うこと。

## 2 外国人のマイナンバーの取扱いについて

一部の外国人住民（中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者）もマイナンバーの付番の対象となっている。

一方で、生活保護事務については、番号法別表第一において、都道府県知事等が行う、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものが、マイナンバーを利用することができる範囲とされており、外国人保護に関する事務は、厚生労働省社会局長通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されているため、独自利用条例による規定が存在する場合を除き、マイナンバーの利用範囲の対象外となる。

よって、外国人の生活保護事務におけるマイナンバーの取扱いについて、下記のような対応が必要となること。

### (1) 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用しない場合

#### ① 申請者が日本国籍の場合

ア 住民基本台帳等で申請者が日本国籍であることを確認した後、マイナンバーの提供を求める。

イ マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムによって、申請者の収入等の調査を実施する。

#### ② 申請者が外国籍の場合

ア 外国人については原則として、申請時に在留カード又は特別永住者証明書を提示することになっているため、当該書類により申請者が外国籍であることが確認された場合はマイナンバーの提供を求めない。また、申請時に国籍を証する書類を所持していない場合は、住民基本台帳等で国籍を確認する、申請時に国籍を確認できない場合には、その場でマイナンバーの提供を求めないようにするといった対応が必要となる。さらに、日本国籍の者と外国籍の者が混在した世帯の場合は、同一のシステムにおいて「個人情報」と「特定個人情報」が混在することにより、外国籍の者の情報の取扱いについても、各地方公共団体が定める個人情報保護条例ではなく番号法が適用されることとなり、安全管理措置や罰則についても番号法の規定が適用されることに留意すること。



イ マイナンバーを使用せず、従前の方法により申請者の収入等の調査を実施する。

なお、①、②いずれの場合においても、外国人保護に関する情報にマイナンバーが紐付かないように、適切なアクセス制御を行うといったシステム改修が必要となること。

(2) 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用する場合

番号法第9条第2項に基づき、各地方公共団体においてマイナンバーの独自利用のための条例を定めることでマイナンバーを利用することが可能となるが、他地方公共団体の機関とのマイナンバーを利用した情報連携については、別途、番号法第19条第14号に基づき、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が規定されることが必要であること。

また、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が可能となった場合においても、外国人保護に関する情報については番号法別表に規定されているものではないため、当該情報を提供することはできないので注意すること。

さらに、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請を行う場合には、条例においてその旨規定する必要があることに留意すること。